

高度障害保険金のご請求にあたって（団体保険用）

高度障害保険金は、次のⅠ．～Ⅲ．のすべてに該当したときにお支払いします。

- Ⅰ．ご契約の責任開始期以後の病気またはケガを原因とする
- Ⅱ．被保険者様の障害状態が以下の①～⑦のどれかに該当する
- Ⅲ．その状態について回復の見込みがない（＝症状が固定）と医師が判断している

お支払いする状態

お支払いする状態の解説

① 視力の障害



両眼の視力を
全く永久に
失ったもの

- 両眼とも、眼鏡やコンタクトレンズを使用しても視力が0.02以下である

⚠ 視野狭さく（視野が狭くなること）や眼瞼下垂（まぶたが上がらなくなること）による視力障害は該当しません。

② 言語・そしゃく機能の障害



言語または
そしゃくの機能を
全く永久に
失ったもの

- 言語機能の障害・・・以下のいずれかの状態

- 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音ができない
- 言葉による意思疎通がわずかでもできない
- こう頭（声帯）の全摘出により発音ができない

- そしゃく機能の障害・・・あご等の運動障害によって食べ物をかみくだくことができないため、流動食しか食べられない

⚠ 胃などの消化器系障害、気管切開、胃ろう造設、嚥下障害による場合は除きます。

③ 日常生活動作の障害



中枢神経系・
精神または
胸腹部臓器に
著しい障害を残し、
終身常に
介護を要するもの

- 以下のすべてが自分ではできない

- 食物の摂取・・・はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと
- 排便・・・洋式便器に座った状態で排便すること（便器への移動、衣服脱着等の便器に座るまでの行為は含みません。）
- 排尿・・・洋式便器に座った状態で排尿すること（便器への移動、衣服脱着等の便器に座るまでの行為は含みません。）
- 排便・排尿の後始末・・・排せつ後に身体の汚れたところを拭き取る
- 衣服着脱・・・ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること
- 起居・・・横になった状態から起き上がって座位を保つこと
- 歩行・・・立った状態から歩くこと
- 入浴・・・浴槽に入ったり、出たりすること

④ 両腕の障害



両上肢とも、
手関節以上で
失った（切断）か
または
その運動機能を全く
永久に失ったもの

- 「手関節以上で失った」

・・・手首より肩側で切断した

- 「その運動機能を全く永久に失った」

- ・・・以下のいずれかの状態
- 腕が完全にマヒしている
- 肩・ひじ・手首の関節を3つともすべて全く動かせない

⑤ 両足の障害



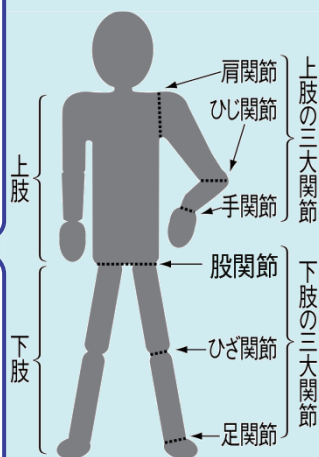
両下肢とも、
足関節以上で
失った（切断）か
または
その運動機能を全く
永久に失ったもの

- 「足関節以上で失った」

・・・足首より股側で切断した

- 「その運動機能を全く永久に失った」

- ・・・以下のいずれかの状態
- 足が完全にマヒしている
- 股・ひざ・足首の関節を3つともすべて全く動かせない



お支払いする状態

お支払いする状態の解説

6 片腕と片足の障害①



1上肢を手関節以上で失い(手首より肩側で切断)、
かつ、
1下肢を足関節以上で失った(足首より股側で切断)か
または その運動機能を全く永久に失ったもの

- 「1下肢の運動機能を全く永久に失った」
・・・以下のいずれかの状態
□片足が完全にマヒしている
□片足の股・ひざ・足首の関節を
3つともすべて全く動かせない

7 片腕と片足の障害②



1上肢の運動機能を全く永久に失い、
かつ、
1下肢を足関節以上で失った(足首より股側で切断)もの

- 「1上肢の運動機能を全く永久に失った」
・・・以下のいずれかの状態
□片腕が完全にマヒしている
□片腕の肩・ひじ・手首の関節を
3つともすべて全く動かせない

片マヒ(右半身マヒ、左半身マヒ)のみの場合はお支払いする状態には該当しません

Q. 国の「身体障害者等級」や「要介護」の認定を受けています。高度障害保険金は支払われますか？

A. 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態と公的な身体障害者などの認定基準とは要件が異なります。身体障害者などの認定を受けられている場合にも、当社所定の診断書をご提出いただき、高度障害状態に該当するか判断いたします。

Q. 契約加入前に交通事故にあい、その後もリハビリを継続していましたが、契約加入後に終身常に介護を要する状態となりました。高度障害保険金は支払われますか？

A. 保険金のお支払いは、その原因となる病気またはケガがご契約の責任開始期以後に生じたことが要件となっています。したがって、責任開始期より前から既に生じていた病気またはケガにより高度障害状態となった場合、高度障害保険金はお支払いできません。



お申込みの際の告知などによって、責任開始期より前に障害の原因が生じていることを会社が知っていた場合でも、高度障害保険金はお支払いできません。

Q. 1ヶ月前に発病して、いまのところ常に介護が必要な状態ですが、現在リハビリ中で回復する予定でも高度障害保険金は支払われますか？

A. リハビリ・手術などにより障害状態が回復する可能性がある場合は、経過をみさせていただくことがあります。その後、終身常に介護を要する状態であると診断されたときに当社所定の診断書をご提出いただき、高度障害状態に該当するか判断いたします。
医師により回復の見込みがないと診断されてからご請求ください。

Q. 診てもらった病院が複数ありますが、どこの病院に証明してもらえばいいのでしょうか？

A. 直近でかかった病院に証明いただいでください。

- ⚠ このチラシはお支払いする場合についてご理解いただくために、表現・説明を簡略化しています。
- ⚠ お支払い事由の詳細については、制度内容を記載したパンフレット等をご覧ください。

お問い合わせは 0120-709-471 (受付専用)
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
○ 第一生命 団体保障事業部にて承ります。